

県有財産売買仮契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産の売買仮契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する別表記載の物件（以下「売買物件」という。）を乙へ売り渡し、乙はこれを買受ける。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円（消費税及び地方消費税額金 円を含む。）とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、契約保証金として金 円を、宮崎県議会の議決による本契約としての効力発生と同時に甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金 円は入札保証金から充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第14条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 第1項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

5 第1項の契約保証金は、前条の規定による売買代金の一部に充当するものとする。

6 第1項の契約保証金は、乙の責めに帰すべき事由により、この契約が解除されたときは、甲に帰属する。

（売買代金の支払）

第4条 乙は、売買代金を宮崎県議会の議決による本契約としての効力発生日から起算して15日以内に、甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

（遅延利息）

第5条 乙は、前条に定める支払を遅延したときは、その遅延日数に応じ、未払金額に民法（明治29年法律第89号）第404条第2項に規定する率の割合により算定した額に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 所有権移転手続は、前項の規定により所有権が甲から乙に移転した後、乙において速やかに行うものとする。この場合の登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し等)

第7条 売買物件の引渡しは、所有権が移転した後、甲の指定する場所にて甲乙立会いの上行うものとする。

2 乙は、売買物件を令和8年10月30日正午までに移動しなければならない。

3 乙は、前項の規定により売買物件を移動させるときは、航空法（昭和27年法律第231号）その他の法令に基づく必要な手続をしなければならない。

(危険負担等)

第8条 乙は、宮崎県議会の議決による本契約としての効力発生のときから売買物件の引渡しのおきまでにおいて、当該物件が甲の責めに帰することができない事由により滅失又はき損した場合は、甲に対して売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

2 乙は、宮崎県議会の議決による本契約としての効力発生後、売買物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第9条 乙は、宮崎県議会の議決による本契約としての効力発生日から起算して10年間、売買物件について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸し付けてはならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、必要と認めるときは乙に対して所要の報告を求め、又は随時に実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第11条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、当該各号に定める違約金を甲に対して支払わなければならない。

(1) 第9条に定める義務に違反したとき 売買代金の100分の30に相当する金額

(2) 前条に定める義務に違反したとき 売買代金の100分の10に相当する金額

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- (1) 第9条に定める義務に違反したとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書に掲げる誓約事項に違反したとき。
- (3) この契約に定める義務の履行拒絶の意思を明示したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(原状回復及び返還)

第13条 乙は、前条の規定によりこの契約が解除されたときは、甲の指示するところにより、売買物件を宮崎県議会の議決による本契約としての効力発生時の状態に復した上で、甲に返還しなければならない。

2 前項の場合において、乙は、滅失その他の事由により売買物件の全部又は一部を返還することができないときは、その損害賠償として甲の定める金額の支払をもって返還に代えることができる。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、その義務の不履行が契約その他の義務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(有益費等の請求権の放棄)

第15条 乙は、第12条の規定によりこの契約を解除された場合において、売買物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(契約の費用)

第16条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(売買物件引渡し後の経費負担)

第17条 売買物件引渡し後の物件の管理に要する経費は、乙の負担とする。

(協議)

第18条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(信義誠実の原則の遵守)

第20条 甲及び乙は、信義に従い誠実にこの契約を履行するものとする。

(議会の議決による本契約への移行)

第21条 この契約書は、この契約の締結に係る宮崎県議会の議決を経たときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の契約書とみなすものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事 河野 俊嗣

乙

(別表)

物件の表示

項 目	内 容
型式	ベル式 412EP 型
登録番号	JA99MZ JA=日本国籍航空機 99=救急 MZ=みやざき
定員	15 名 (操縦席含む)
全長 (主回転翼含む)	17.1 メートル
全幅 (主回転翼含む)	14.0 メートル
全高	4.6 メートル
主回転翼 (メインローター) 径	14.0 メートル
最大全備重量	5,398 キログラム (離陸時の最大重量)
有効搭載量	1,810 キログラム
使用燃料	JETA-1
燃料最大搭載量	1,249 リットル 燃料消費量約 440 リットル毎時
エンジン	2 基 (双発タービン)
エンジン最大出力	1,800SHP (馬力)
巡航速度	226 キロメートル毎時